

必須の役割(全センター共通)

地域リハ力の向上

年々増加している新規合格者を始めとするOT、PT及びSTのリハ技術等の底上げを図るとともに、かかりつけ医へのリハに係る知識・技術情報を提供することにより区市町村の在宅リハ支援事業等を支援する。

介護リハの支援

訪問リハ・通所リハ事業所等の要望が高い、ケアマネジャーとのリハビリテーションに係る意見交換の場を提供するとともに、ケアマネジャーに対してリハの知識・技術等に関する研修を実施することにより、介護リハの利用促進を図る。

地域リハ関係者の連携強化

地域のリハ施設、自治体、関係団体等の参画による協議会を開催し、地域リハに関する課題等について意見交換し、情報共有を図り、地域リハに係るシステム化を推進する。

選択する役割(地域の実状による)

区市町村による在宅リハ支援事業への支援

区市町村が包括補助を利用して実施する「在宅リハ支援事業」の地域の中核的なりハ医療施設として積極的に取組みを支援する。

高次脳機能障害のリハビリテーション事業への支援

地域で高次脳機能障害者の特性に対応した切れ目のないリハビリテーションを提供するために、区市町村等の支援機関として協力する。

※22年度はモデル事業として、実施中(障害部所管)

地域で特にニーズの高いテーマに関する研修等

これまで各地域リハ支援センターが取組んできた、急性期・回復期リハの人材育成支援について、各地域のニーズを十分に把握した上で特にニーズの高いものについて課題設定を的確に行った上で、引き続き継続する。

委託料の考え方

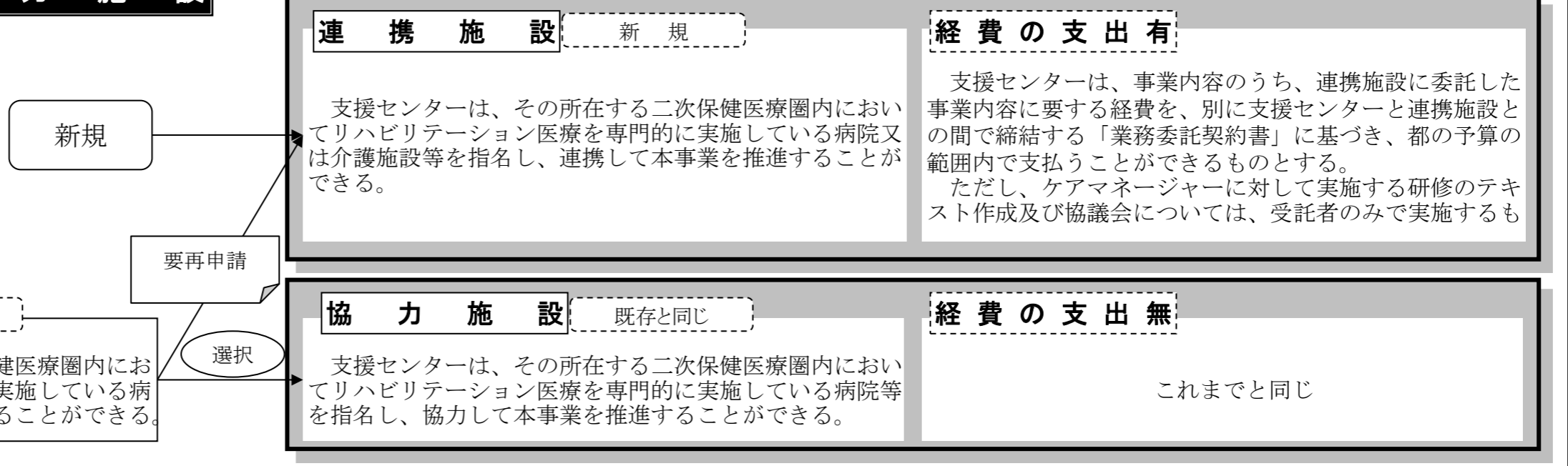
必須の役割

これまでの協力施設とは別に新規に連携施設を設け、連携施設については、都から支援センターに支出する委託料について、支援センターと連携施設が契約を締結し、その中で支出を可能とする。実績報告は、支援センター経由で連携施設も提出することとする。

選択する役割

- ・在宅リハ支援事業 → 包括補助から支出
- ・高次脳機能障害リハ事業 → 都障害部から支出
- ・地域ニーズが高いテーマの研修 → 本事業から支出

連携施設・協力施設



連携施設 新規

支援センターは、その所在する二次保健医療圏内においてリハビリテーション医療を専門的に実施している病院又は介護施設等を指名し、連携して本事業を推進することができる。

経費の支出有

支援センターは、事業内容のうち、連携施設に委託した事業内容に要する経費を、別に支援センターと連携施設との間で締結する「業務委託契約書」に基づき、都の予算の範囲内で支払うことができるものとする。  
ただし、ケアマネジャーに対して実施する研修のテキスト作成及び協議会については、受託者のみで実施するも

協力施設 既存

支援センターは、その所在する二次保健医療圏内においてリハビリテーション医療を専門的に実施している病院等を指名し、協力して本事業を推進することができる。

協力施設 既存と同じ

支援センターは、その所在する二次保健医療圏内においてリハビリテーション医療を専門的に実施している病院等を指名し、協力して本事業を推進することができる。

経費の支出無

これまでと同じ